### D セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン

- (1) 人事院規則 10-10 セクシュアル・ハラスメントの防止等
- (2) 『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント、ガイドラインの手引き』
  「第3章 ガイドラインのチェック項目と解説」(キャンパス・セクシュアル・ハラ
  スメント全国ネットワーク編、1999)

· · · ·

### 人事院規則10-10 セクシュアル・ハラスメントの防止等

(平成 10年 11月 13日制定)

(趣旨)

第一条 この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発 揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びに セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための 措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - 一 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動 及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
  - 二 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントの ため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に 起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

(人事院の責務)

第三条 人事院は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企 画立案を行うとともに、各省各庁の長がセクシュアル・ハラスメントの防止等のた めに実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(各省各庁の長の責務)

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保 するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシ ユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速 かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメン トに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラ スメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けるこ とがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

第五条 職員は、次条第一項の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメ

ントをしないように注意しなければならない。

2 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な勤務環境を確 保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止 及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた 場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

-67 -

(職員に対する指針)

- 第六条 人事院は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認 識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合におい て職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。
- 2 各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。 (研修等)
- 第七条 各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に 対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。
- 2 各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに 関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対 し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解 させるために、研修を実施するものとする。
- 3 人事院は、各省各庁の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に 当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるセクシュアル・ハラスメン トの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

- 第八条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。
- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者 に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 この場合において、相談員は、人事院が苦情相談への対応について定める指針に十 分留意しなければならない。
- 3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行う ことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の

聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっ せん等を行うものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

- 68 -

	1999)
『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント、ガイドラインの手引き』	(キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク編,

の茶

audi harassment campus sexual harassment campus sexual harassment

ドラインのチェック項目

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント 全国ネットワーク 1999年4月8日

wal harassment campus sexual harassment campus sexual harassment

と改正均等法、人事院規則、文師省の規程を受けて、各大学で - クは推測した。そこで、人権の視点に立つ有効な防止策が误 **8点を当てて、その基本姿勢、盛り込まれるべき項目を自己点** こ対策が急速に進んでいくだろうと、キャンパス・セクシュア チェック項目とその解説を作成した。これらは、2月末に、京 いとなって合宿をもち、さらに全国ネットのメイリング・リス まとめられたものである。チェック項目はガイドラインに関す **点基準に従って、全国ネットではガイドラインを採点した。最** C学の学校施に送付した。

:学のものを探点し、メディアに公表した。参考までにその保

委員会規則等は別に定め ることが望ましい。 するために、 0 1 B O メントに関

<ガイドラインに合まれるへき内容>

1. [目的と定義] 大学にお ントのよ

©a. セクシュアル・ハラスメントは人 ◎p. 足機づけとして他の者を不快にす 権侵害であるということの明記 方針と手 ドライン

る性的な言動であることの明記(人 **専院)(対価型/編境型など包括包な)** ©c. 権力関係の中で生じるものである 学内の 通じて学 るセクシ

Od ジェンダー、柱役割、同柱間、多 Oe: セクハラの認定に関しては被害者 様な差別などについての視点の明記 という言及 現まる本 リーフレ **\$ 3.** H なものに

の判断を基準とする点の明記

◎a.相談窓口業務の明記 「抽製」 2

compus sexual haras

得る教済方法の説明と被害者の意思 被害者の訴えの傾聴と受容、取り 決定の援助、

被害者の希望に応じたカウンセラ ーなどの紹介

(両性からなる 研修を受けた人 Ob.相談員の構成についての明記

外部の専門家合むなど) Oc. 被害者本位の窓口設置

重新 者の相談の可能性、匿名相談の可能 複数の窓口の選択の可能性、 性の明示

(相談員が紛争処理関係の委員を兼 Od:相談と紛争処理の機能の分離

Oe. 来談者のプライバシーと相談内容 の守秘義務、相談業務の記録の通切 ねることを禁止) な簡理

3. [紛争処理、救済]

©a. 紛争処理の委員会とその機能の明 確な規定(両性配慮の委員構成を含む)

専者間での解決)とその手続きの公 Ob. 調停機能(調査に移行する前の当

◎c.調査委員会の独立性、中立性、公 正さの保証

公正な鍋査を保証するシステム 正社の保証

(両性からなる 研修を受けた人 加害者の所属部局からの独立性

外部の専門家合むなど)

©d.手続き上の公正さの 保証

結果の公表、迅速な処理 (期間限 定)、不服申立て、

緊急避難的措置 紛争処理中の被 ©e. 被害者への通りな対応の明記 害者への通切なフィードバック

(治療費等の費用負担 被害ケフ を含む)

Of.加害者への適正な処分規定(研修 の義務づけを含む)

4.[予防措置]

◎a・周知徹底のための啓発活動(リー フレット、学生便覧、新入生オリエ ンドーション)の明記

Ob. 単修の義務付け

あらゆるレベルの構成員全体への 継続性を持たせた研修

\*カリキュラムの中での人権教育の 取り組み

5. [全体に関わること]

©a.責任の所在を明らかにすること( 防止、対応、決定、説明などの過程 における)

◎p. 被害者のすべての過程における主 体社、意思の尊重

◎c. ブライバシーの保護と中秘義務

©d.手続きに関わった人すべてに対す る二次被害の防止

Oe 虚偽の申し立ての禁止

Of. 見直し規定の明記

物地

◎=5点、〇=3点、△=2点(重要 ガイドラインの群定のための配点

項目を十分に満たしていない場合) 合計100点

26

-69-

campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment

いう意及

# チェック項目に関する解説

campus sexual haras キャンパス・セクシュアル・ハラスメント 1999年4月8日 全国ネットワーク

campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment

a. セクシュアル・ハラスメントは人権 めには、まず、ガイド ラインを策定する 過程において、その大学におけるセクシュ の5点に分けてあげ、その解説を試みる。 うえで作成していくことが望ましい。 便害であることの明記 数语、4. 予防措置、 1.目的と定義 種ることである。 わばならない。 そであろ 1-21 項目を用いた評価の結果は、必ずしもその さらに重要なことは、セクシュアル・ハ 行うた を防止 ために t. 各大 ットを作成したり、実践のためのさまざま う。なお、文書化されたガイドラインのみ が、防止対策について必要な点を包括的に 表すものではなく、その詳価は、ガイドラ インを含めたセクシュアル・ハラスメント 対策の実態を総合的に把握してなされなけ ればならない。したがって、このチェック 大学のセクシュアル・ハラスメント防止対 などを明確に示すガイドライン(指針)が スメント防止に対して十分に機能しうる内 容のものとなるように、策定の際の自己点 あくまで各大学の文書化された「ガイドラ イン」のみを対象に点検評価するためのも łX は、具体的な防止と対策にかかわる取り決 め、機構、手続き、並びにその責任の所在 竿のガイドラインが、セクシュアル・ハラ 後に役立つことを目的として、作成された。 ここにあげられた24のチェック項目は、 ŧ 策の全般的な評価を表すものではない。 大学には、真の男女平等を実現さ 全で自由な環境のもとで就学就労を めに、セクシュアル・ハラスメント する責任がある。その責任を果たす このチェック項目ならびに解説は のであり、大学によってはさらにリ な規定を策定して、補うことも必要 必要である。

って、いわゆる性暴力、セクシュアル・ハ ラスメント、性差別などの実状をさまざま な形で調査し、また大学の組織構造、学生 態の助手等)、人権教育や女性学教育の実 課や学生相談室の実態、学生・教職員の男 女の構成、教職員の多様な雇用形態(非常 勤、嘱託、短期雇用、契約雇用、多様な形 燃等を後討するとともに、それらの実態や 対応策などについて結広く意見を聴眠した 目的と定義、2、相談、3、紛争処理、 5. 全体に関わること アル・ハラスメントや性差別の実態を把握 実際にそれが十分かし適正に適用されなけ 以下、ガイドラインのチェック項目を、 し、その大学に関わる人々の十分な議論を 具体的には、まずはガイドライン案づく りの委員会を設け、その委員会が中心とな また、ガイドラインが策定された後は、

-70-

ガイドラインでは、大学でのセクシュア ル・ハラスメントは教員と学生・院生の間 にある構造的な権力関係のゆえに起こって くるものであること、およびセクシュア おく必要がある。言い換えればこれは、大 育・研究する犠利、教職員の働く権利をを 保障すべき立場にあるのだから、大学には トを予防し、問題が生じた場合には解決と 被害の数済にあたる責任があるということ ル・ハラスメントは被害学生・教職員の人 権・教育権を侵害するきわめて深刻な問題 になりうることをまずしっかりとおさえて 学が制度上、そのような権力構造を設定し ており、しかも学生の学ぶ権利、教員の教 キャンパスでのセクシュアル・ハラスメン の確認でもある。

ドライン等にはこの視点の欠けたものが散 見される。セクシュアル・ハラスメントが 現代的な風俗現象や単なる男女の「コミュ ニケーション・ギャップ」、「個人的トラブ るが、これは問題の矮小化であり、大学の ところが現在制定されている学則・ガイ ル」であるかのように述べているものがあ は深刻なセクシュアル・ハラスメントはあ り得ない」とでも言っているような(本学 黄任回避である。とくに「名門」を任ずる するあまり、「本学のような立脈な大学に 大学のものでは、大学の伝統や品位を強調 ではあるはずかない、と述べている大学す らある!)現実認識の不足した文言が目立 つのは敗色なところである。

b. 定義づけとして他の者を不快にする 性的な言動であることの明記(人事院) (対価型/職境型など包括色な)

d.ジェンダー、性役割、同性間での多

様な差別についての視点の明記

大学が防止するセクシュアル・ハラスメ

「定義」にはいろいろな表現がありうる だろうが、法的な基準をクリアするものと

の指針を一つの基本とすることができるだ ろう。それによれば、セクシュアル・ハラ いうことで、人事院規則10-10、および小 スメントを、「他の者を不快にさせるため」 首先」と定義している。

これまでセクシュアル・ハラスメント沱 義として通常使われてきたのは、「意に反 ガイドラインにこの定義を用いている大学 ル・ハラスメントに転化する場合、あるい は合意の関係にある当人たちには問題ない する (反していた) わけはない」 というい も多い。この定義は、セクシュアル・ハラ する性的言動」というものである。実際、 スメントかどうかは被害者の主観があくま で基準であることを示す点で意味がある が、他方、例えば合意の関係がセクシュア が、第三者(例えば同じせミに所属する学 生)に被害が及ぶ場合などでは、「意に反 いわけが成り立ちうるおそれがある。この ような点も勘案すれば、人事院の定義はも っともペーシックであるといってよいと、 全国ネットワークでは考えた。

ぶ環境を悪化させるなど)、あるいはそれ さらにガイドラインでは、セクシュア ル・ハラスメントが対価型(単位や指導い 見近りに本人の望まない性的要求をするな ど)や環境型(不快な性的自動によった外 ブがありうること、大学構内・授業中のフ **ォーマルな場だけでなくクラブやコンパな** どインフォーマルな場所でも起こることな ど、いろいろな形を取りうることを包括的 らが合わさったものなど、いろいろなタイ に、できれば例をあげて、述べておくべき 783.

LOC

c. 権力関係の中で生じるものであると

せるた

スメント防止対策を十分に機能さ

P

第3章 ガイドラインのチェック項目と解説

ガイドしインの

comput sexual horas

おぼし

くる圧力に変わりはなく(懸意からのもの なる)、被害者の学習環境を悪化させ、学 (2) 加害者の意図を斟酌するのは、被害者 などの比較的「軽度」のセクシュアル・ハ あったも、加害者側は「相手を愛していた からであってハラスメントではない」 と反 難しうる。しかし、恋愛のつもりであろう が悪意からであろうが、被害者にしてみれ ば、自分にとって単位や指導を左右するカ をもつ教師からの要求であれば、かかって の受けとめ方・感じ方を責めることになり ラスメントであっても、「教師が学生を楽 かった」などが「免費」理由になるとすれ べきであるとかということではない。問題 より断りにくく、むしろより大きな圧力と 例えば授業中に不快な性的な冗談を言う しませるために言ったのであって悪意はな ば、不快感を感じている被害者に対して、 「楽しませようとした冗談なのに、その意 図が理解できず不快感を感じるほうが悪 い」と被害者の側に落ち度があるかのよう なお、「被害者の判断の重視」は、大学 は被害者の訴えをそのまま全面的に信じな ければならないとか、後書の訴えだけで即 セクシュアル・ハラスメントと認定される 事情など、事実の十分な調査がなされねば 被害者の訴えの槇穂と受容、取り得る数 解決にあたっては、両者の言い分や状況・ **問該窓口の業務としては、被害者の訴え** 済方法の説明と該害者の意思決定の援助 ならないことはいうまでもない。 ぶ権利を侵すことになる。 a.相談第口業務の明記 な世難になりかねない。 かねない。 2. 相談 のジェンダー規範の押しつけなどの、いわ ゆるジェンダー・ハラスメントも含まれる ケースの具体的な事情によって決定されね ントには、セクシュアリティにかかわる狭 義での「柱的首劇」だけではなく、固定的 な性役割を当然視したり、ステレオタイプ 回株にジェ 男性が加害者、女性が嵌害者になることが 書者の受けとめ方・判断が基準にならねば 典型的ではあるが、女性から男性へのセク シュアル・ハラスメント、同性間でのセク シュアル・ハラスメントもありうることを セクシュアル・ハラスメントでは、 被害 傷ついているのに、加害者のほうは、セク シュアル・ハラスメントの意図はなかっ セクシュア な非常に悪 スメントで ンダー・ハラスメントを含めてセクシュア 明示し、そのような被害からの教済も広く ントの観点 基準とする 者・加害者の事態の認知が一致しているこ とはむしろ稀である。被害者はセクシュア ル・ハラスメントを受けたと認知し、深く た、悪気はなかった、と申し開きするのは ならない。加害者の意図は、判定を決する トの認定は、 トの際、 恵 また、セクシュアル・ハラスメントでは、 743). 783. くきである。(人事院規則でも ル・ハラスメントを広くとらえ はかれるようにすることが必要 ファクターにはなるべきでない (1) 悪意がまったくなくとも 例えば性関係を強要するよう 簧で深刻なセクシュアル・ハラ に関しては被害者の判断を ばならないのはもちろんだが、 e. セクシュアル・ハラスメ セクシュアル・ハラスメン ル・ハラスメントになりうる。 よくあることである。 というのは、 点の男記

- 71 -

にしっかった耳を描い奥谷するにと、思っ 等る教派が形を具体的に説明し、小の中ぐ 等の教派がにずたかの方法を由っ議状へき のれっに描思すること、被動物の希望に行 るとった道思すること、被動物の希望に行 でくカウンセッーなど舌の尊言族を紹介す のことがめ近られる。 やたいた温能さたへ いたっしたい、被動物は彼心して 抽説的口を 話さることができる。

その中で読書者が採るべき最初の手段の 留意点として、次のようなことが考えられ る。①加客者にその性的言動が不快だと思 っていることを伝えること(このことは多 くの場合、非常に困難であり、かえって被 害者が批判されることも多々あるが、その 場合にも被害者は決して責められるべきで はないことを伝える)、②鉄害の詳細な記 ③もし話せる同僚や友人がいれば訴えてお 録等を取っておくこと(日記、録音等)、 くこと(後に狂人になってもらう場合も考 慮して)等を、伝える。さらに解決の方法 として、たとえば①相談員に話すだけの場 合、②加害者への意志表示、③調停、④苦 情申立等があることを説明する。(これら の留意点はむしろリーフレットに入れる方 が適切な場合もあろう)。

具体倒としては、「~抽酸を求めた条件 とともに考え、可能な限り抽読者の十体的 な選択、判断を重視します」「抽該圓は被 時を訴えた条件の話を図き、フドバイスや しながら解決策を探るとともに~」「抽該 員は当事者のブッイバシーや守りながら、 相談内容を記録し、学生生活的便に撤告す や」(わ光大学)。「相談員は相談を踏せた 学生・教護員にカウンセリング議選の紹介 など必要なアドバイスを行うことができま す」(東邦学園隠想大学)。

**b. 相談員の構成にしいての明記** 

102

両柱からなること、研修を受けていること、外部の専門家を含むなど

相談の過程で被害者を二次的に通しけることなく話を聴き、適切に対処できるためには、相談員は以下のようなメンバーで構成されていることが望ましい。

まず第一にしたシャップティングスメイト まず第一にセクショプル・シッスメイト についての相談は、異体の超数量では難し こ場かが多いため、同体の超数量では難し で、男体の被害者もある第のにとから、超 数量には男女双方を含める。第二に、抽数 体例はるには、相談員は人権國題や被倒配す が強にしてての構識凶難及び諸の務本体 にしいての解認凶難及び諸の務本体 にしいての解認凶難及び諸の務本体 にしいての解認凶難及び諸の務本体 にしいての解認凶難及び諸の務本体 にしいての解認凶難及び諸の認った。 無 にしいての解認凶難及び諸の物子

具体例としては、「招談窓口の相談員は、 ~华外の専門家で構成され~」「相談員は 必ず女性・男性で構成されなければなりま せん」「相談員に必要な船路、トレーニン グを実施しなければなりません」(東邦学 図短期大学)。「人権相談員は研修により、 相談者へのカウンセリング能力、および 脳々の問題に対する判断能力を養う」(図 緊張督教大学)。

### c. 被害者本位の窓口設置

複数の窓口の選択可能性、第三者の相談可能性、蛋名での相談可能性、蛋名での相談可能性の明示

我価格が扱いして相談にきるためには、 該契の説ロが示されており、中の中かい起 該しやすこ説ロが消費におり、中の中かい起 該しやすこ説ロが崩張に辿るにたが開催し がの。それでも、 相談するにとが開してた 感じる我遇者のために、 単論を担る第川告 が相談できることや限的行の超談の回能存 が指談できることが協美しい。 これのの のも半数超度思記されていたば合義の可能存 のも半数超度思記されていたば合義の可能存 のも半数超度思記されていたば合義であ

第3章 ガイドラインのチェック項目

立てられたセクシュアル・ハラスメントの 相談や苦情を受けて、該害者の教済のため のために必要な場合には、事実関係の調査 を行う。(4)被害者が当事者同士の話し合 れたときは、たとえ被害者の訴えがなくて の研修までを含む問題の解決の責任を担 務を果たすために、それぞれの目的機能を に応じて、設置されるか、既存の委員会が まず、紛争の解決に必要とみなされる任 (1)セクシュアル・ハラスメントの防止対 策の中心的な機構として、大学のセクシュ アル・ハラスメントの対処に関する活動を に被害者の主体性を尊重して、その対応を い等による解決を求めた場合の斡旋、調停 も何らかの防止策等をとる。 (1) 加害者へ う。さらに紛争の再発防止策の確認し、こ これらの紛争解決に必要とみなされる任 与えられた委員会が、各大学の規模や状況 その任務を果たすことが必要である。あわ すべて統括する。 (3) 結談員を通して申し 後討する。 (3) 紛争処理 (または苦情処理) 等を行う。 (2) 事実関係が明らかにされた 後、大学の教職員、あるいは学生の処分規 **定に回した、処分機を販信し、当該の論議** 繊属へ動告する。 (8) 被害内容がひどく、 練り返され、拡大のおそれがあるとみなさ **せてそれらの委員会と相談窓口、街の関連** の委員会との関係、それぞれの委員会の實 任の所在が明確に示され、その間の連携を 図りつつ問題の解決を行うことが必要であ a、总争処理の委員会とその機能の明確 (国住民庫の委員構成を合む) 防には以下のことが基本的に考えられる。 きることも重要である。 海梨 れらを実践する。 3. 約争処理、 な拠点 生・教職員は、相談しやすい相談員に直接 立場を保 員は、米 なると、被害者は、相談員に話したことが 区別して 12251 生や教職 に使われ 歯を受け も相談す **詰載と称争処罪の凝結が分離しているい** るために 調査委員 3226 ことにな 被害者の の中から 数問題の 相談担当者以外の者とする。これは、カウ おくためである」(国際基督教大学)。「相 蓝委員会 処理を希 望する場合にのみ、紛争処理にあたる機関 数後ロト なければならない。相談員の交代があって の委員を兼務してはならない」(大分大学)。 や粘膜化 誰がどのような内容で相談に訪れたかに ーカで、 しておか の通切な ることができます」 (東邦学園短期大学)。 連絡をとります」「直接間接の被 た学生・軟糠員に限らず、その学 員から相談を受けた学生・教職員 とは、被害者が安心して相談でき 必要である。なぜなら、相談員が など紛争処理に関わる委員を兼ね 紛争処理の過程で自分に不利な形 るかもしれないという不安を抱く るからである。相談員はあくまで 側にたって話を聞くことができる 具体例としては、「人権相談員 選任される委員は、原則として当 ンセリングと調査の役割を明確に **該員は、防止・対策委員会及び調** しこたは、毎年した宗他だ中でた 保証されなければならない。掲数 談者が、正規の手続きによる紛争 ないし人に必要事項を報告する。 グッイバツーに配備しながら、 枯 は相談内容を記録し、適切に管理 容の守秘義務、相談業務の記録 e. 朱粱地のプレムバツ-の保護 d. 相談と被争処理の機能の分 証されている必要がある。

もその決定責任者とその範囲を明示し、決 ためには調停委員会(b参照)、 (3) ならび る。さらにそれぞれの任務の決定に関して 実際の委員会の機構としては、(1)、(2)、 (5)、(6)、(7)のためにセクシュアル・ハ ラスメント防止対策委員会、人権委員会等 の名称をもつ、中心となる委員会を設置し、 常聞させることが望ましい。 さらに (1) の に状況によっては (2)のために調査委員会 (c参照)などを設置するか、あるいは中心 となる委員会がこれら必要とされる委員を その委員会から選出して設置し、それぞれ の任務を委託することが必要である。また、 定までの流れを明確にすることが重要である。 中心となる委員会はその経過を常に把握す ることが必要である。

これらの委員会の委員には、両性が含ま 通したものがあたるように配慮されること れ、また、研修を重ね、人権や性差別等の 問題、さらには炭害者や加害者の心理に精 が重要である。また、必要に応じて、外部 の専門家に兼防を後託したり、相談するこ とが望ましい。

被害者の要望などにより、相談事項が調 者間での解決)とその手続きの公正さ の保護

b. 講停機能(調査に移行する前の当事

経るという紛争解決の手順を取る前の段階 で、当事者間での話し合いによる解決を望 む場合を考慮し、関停の手続きが示されて いることが望ましい。そのために講停委員 会等を説けること、さらに、調停手続きの 査委員会にかけられ、関係者の証言尋問を 公正さを図り、被害者に対する抑圧や被害 **端停委員の交替、課停の打ち切り等の**可能 の揉み消しができないようにするために、 生が示されることが望ましい。

公正 c.調査委員会の独立性、中立性、 性の保証

몵 公正な調査を保証するシステム 書者の所属部局からの独立性

て設置されることが必要である。調査委 員会は、被害者が大学に対して何らかの 調査委員会は、相談受け付けとは別国 に、常聞されるか、あるいは必要に応じ 措置をとるように求める苦情申立をした とき、当事者間の言い分が異なるとき、 また、被害の状況が苛酷で教済、制裁及 び環境改善のための措置が必要と判断さ れたとき、事実関係の調査のために召集 され、当事者及びその関係者から事情を 彼収する役割を担う。事情聴取に関して は人権、ブライバシーの保護を重視する 調査委員会でまとめられ、それらを統括 ことが重要である。その調査の結果は、 する委員会に報告され、対処を検討する ことになる。

その調査が公正に行われるために、組 ことなどの配慮が必要である。そのため ていること、中立な立場の委員からなる に、調査委員は、相談員と兼任してはな らなし、原則として、苦情の申立者と加 害者とされる者の所属する学館以外の学 部から適出されること、また、必ず画性 織上、当事者の所属部局などから独立し を含み、さらに法学や心理学の担当の教 員を含めるとともに、できれば外部から 弁護士等の専門家を加えることがより望 ましい。

\$1 調査委員会による調査の手続きは、

結果の公表、迅速な処理(期間限定)、 不服申立て

d. 手続き上の公正さの 保証

ŝ

は参照で

も、記録が蓄積され、必要な際に

第3章 ガイドラインのチェック項目と解説

- 72 -

発展し

官の交替、休職・休学扱い等の保証などの 進行状況を逐次知らせることが、被害者の 害者の心理的なケアも大学の(費用負担も たこと自体をもって、被害者に関する中係 注意、配置替え、懲戒などだけでなく、再 めの教育・研修を受け、セクシュアル・ハ 適切な対応をすることが必要である。具体 「緊急避難的措置」をとる用意があること を明記すること、また、被害者に調査等の 精神的安定に必須のことである。加えて被 含めた)責任において、委員会の結論が出 さらに、当然のことであるが、被害を申 や様がらせの通信・院生や院へ描覧や、録 た、加害者に対する処分としては、警告や び過ちを繰りかえさないために研修などを 的には、取得単位や代替えの授業、指導教 し立てたことによって、あるいは申し立て 調査の結果、決定される対処の内容には、 助書や斡旋のみにとどまらず、場合によっ ることが書かれていることが望ましい。ま 例えば、「所定の手続きを経て処分が確 ラスメントなどの人権問題についての認識 を深めて、再発防止につとめなければなり 調査委員会による調査などの対応が進行 している間に、被害を申し立てた者が放置 る以前にも行うように明記される必要があ f.加害者への適正な処分規定(研修の) ては加害者の懲戒免職を含む処分もありう 定した加害者とされた者は、再発防止のた され、不利益が生じることのないように、 受けることを義防づけることが望ましい。 査題国中から購じる必要がある。 ません」(東邦学園短期大学) 義務づけを含む) 4.予防措置 ん。被害者は処分および処置内容につい 緊急凝難的措置 紛争処理中の被害 のためには、調査期間の期限を定めてお 学長は、ただちに人権問題委員会に処置 についての意見を求めなければなりませ ん」「処置が決定したら、学長または学 長によって指名された適切な人が、ただ ちに被害者に報告しなければなりませ て教授会および職員会議に報告しなけれ ばなりません。相談への対応がすべて終 了し、学長が、内容が重大であり必要で あると判断した場合には、関係者のプラ で、事実の経過および処置について学内 発告する。学 設置の日から 2 カ月以内に調査を終了し て、調査結果をただちに文書で学長に親 イバシーを尊重し被害者の同意を得た上 (東邦学園版 た耳してな. 原則として、 生・生徒には学親を通じて報告する」 ŵ 変が継続し、 結論が出ないままに放置されるような事 態を避けることが必要である。また、当 事者のプライバシーに配慮しつつも、何 調査結果に対する不服申し立ての機会を 例として、「人権侵害調査委員会は、 相談者および被害を受けた学生・教職員 の同意を得た上で調査を開始し、後員会 告しなければなりません。報告を受けた 者への通切なフィードバック、被害ケ ことを定め、 s 5 tem. e. 徳害者への適切な対応の明記 ŝ 用意しておくことも必要である。 ア(治療費等の費用負担を含 正で迅速なものでなければな らかの形で結果を公表する 関係各部署の会議において くいわにより、創意販に置 期大学)。「調査結果と措置 施税委員会の判断に基づき、 に公表するものとします」 

a、国知識師のための啓光活動 セクシュアル・ハラスメント問題の特質 とそれに対する大学としての取り組みを周 凶険底させるための何らかの啓発活動(リ 凶険底させるための何らかの啓発活動(リ 一フレット、学生便覧、教職員向け服務規 役、新入生・新入教職員向けオリエンナー

ションなど)が明記されているいと。 (実質的内容としては、セクシュブル・ バラスメント問題の特質、加害者にならな いための心得、被害を受けたときの対処方 法、大学の取り組み等があげられる。また、 これらはリーフレットの重要な部分とな る)。

b. 単体の機能づけ

あらゆるレベルの構成員全体への継続 性を持たせた研修

★カリキュラムの中での人権教育の取り組み

既に人権教育のカリキュラムが存在する 大学ではガイドラインに明記する必要がな いとみなし、チェック項目からは外した。 セクシュアル・ハラスメント予防の観点か ら、カリキュラム上でもジェンダー教育、 セクシュアリティ教育、あらゆる差別防止

教育等を含む、人権教育への配慮がなされ ることが望ましい。

5.全体に関わること

ら防止、対応、決定のそれぞれの過程にお いて、どの委員会、あるいはその長がどの くに、半長の管理責任に関しても、ガイド 「統括をする」「委員を任命する」などと述 責任が問われているのか不明の場合が多 は、防止対応の仕組みが明確になっている 必要がある。どう責任をとったらよいのか まったく不明という仕組みや、各委員回の 学長、理事長等(国立大と私立では非常に 異なる)が大学の運営、教学面の管理責任 者として、すべての最終責任を取ることを 明示することが必要である。さらに、これ ような責任をとるのかが、ガイドラインの 中で明示されていることが必要である。と ラインの中で、「学長は委員会を招集する」 べられていても、それだけではどのような い。また、責任の所在を明確にするために 構造は、「責任の所在を明確にする」以前 防止、対応、決定などの全体にわたって、 防止、対応、決定などの過程における) a、責任の所在を明らかにすること の問題である。

## b. 被害者の主体性と意思の尊重

どのようなアクションをとるにしても、すくての過程において被害者の主体性と意思の样面、しまり被害者がどのように考えているのか、何を欲しているのかや確認したいるのかや確認しながら行うことが明知されているのと心が必要である。 往々にして、抽読を受けた何が感謝者の話を回じて、被害者のためを思い、就害者のためにし、被害者のためを回じ、就害者の話を回じく、要求、非常してしたが多くの

第3章 ガイドラインのチェック項目

-73-

された場合には、大学として、ただちに必 要な措置をとります。また、申し立てられ とを厳しく禁じます。もし、戦後行ぬがな た者以外の者が、申し立てをした者に、何 らかの差別的・不利益的な取扱いや、いや は、虚偽の申し立てをしたとして、処罰の 例として、「セクシュアル・ハラスメント がらせなどをしたときも同様に対処しま 被害者が故意に事件を捏造した場合に の項目があることで、まずは第一義的に被 **被害者の立場にたった抽製にのったこくに** さらに、ガイドラインを作成したことで防 組みがうまく機能しているかどうか、その 害者の申し立てを信じることから出発し、 の相談・関係・苦情申し立て・事情聴取に にしてそのまま存続していくことが多い。 それゆえにガイドラインには、定期的に被 対象となることが明記されていること。こ 一度できたガイドラインや規則は、往々 止策が完備したと勘違いして、セクシュア ルハラスメント防止はもう終わったことと して取り扱われることも多い。防止策の仕 **詳して、状況に合わせて改善していくこと** チェックを定期的におこなう必要がある。 際して、虚偽の申し立てや証言をした者は、 学則により処分されます」(大分大学)。 が明記されていなければならない。 e.虚偽の申し立ての禁止 f. 見直し規定の明記 す」 (大分大学)。 とができる。 てしまう危険があるので、つねに主体は被 ばらな ちちし 中部業 た人権 害者が た態度 である。さらに、加害者も、「推定無罪」 1125, 施在る 務が、相談員やそれぞれの委員に課せられ ることが、ガイドラインに明記されるべき モセボ 被害を防止する態度が明確に記載されてい 委員などが関係や調査を実施する過程にお が重要 713 すべての過程において、関係者のプライ 必要である。また、役目がら知り得たこと 手続きに関わった人すべてに対するニ次 ることが必要である。相談員、調査委員会 再度バッシングを受けるなど、解決に向け 例として、「セクシュアル・ハラスメント のことで大学に相談したり、調停・苦情申 トをしたり、その他の不利益扱いをしては いてい 135 П し立てをし たことを理由に、当該の担当 者が相談者に対してセュアル・ハラスメン なりません。 セクシュアル・ハラスメント d. 手続きに関わった人すべに対する 繿 害者であることが確認されなければ バシーが保護されることを明示する に関しても完全に秘密にするという の原則が適応されることなども含め 侵害の防止の策が取られることが明 いて、さまざまな嫌がらせやセクシ ハラスメントの対象となったり、被 ての動きの中で、二次被害がでる可 認識し、その防止に対して毅然とし でのそむ決策が明記されていること である。防止のための方策が練られ の相談や鼠停、苦煙申し立てをした 対して、申し立てられた側が鵜復を c. ブレメパシーの保護と中部機 ることが必要である。 ともっとよい. 次被害の防止 ŝ

第3章 ガイドラインのチェック項目と解説

- 74 -